

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 5 年 3 月 31 日

南部町長 陶山 清孝

1. 協議の場を設けた区域の範囲

南さいはく地区

2. 協議の結果取りまとめた年月日

令和 5 年 3 月 27 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

【経営体数】

法人 0

個人 3

集落営農 0

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手がない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・ 農業をリタイヤ・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
- ・ 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来の在り方

- ・ 南部町、農業委員会、JA、西部農林局、普及所等の関係機関で連携し、地域の中心的な経営体の育成に努める。
- ・ 認定農業者等の経営体の不足が見込まれる地域では、集落を単位とした営農団体の仕組みを促進するため、集落での話し合いの中で指導・助言を行う。
- ・ 農産物の生産から加工、販売までを行う農業者育成を図り、6 次産業化の推進を図る。